

天王寺区区政会議の公開に関する要領

1 趣旨

この要領は、天王寺区区政会議（意見懇話会を含む、以下「区政会議」という。）の公開に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開

会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないとして、区長の判断により、非公開とすることができる。

3 開催の周知

区政会議の開催については、開催予定日の1週間前までに会議名称、開催日時、開催場所、議題の概要、傍聴定員、申込方法及び申込期限等の傍聴に必要な情報を区の広報紙もしくはホームページ等に掲載するとともに、府前掲示するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

4 傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに傍聴申込書（別記「第1号様式」）に所要事項を記入し、受付において区役所の指示を受けなければならない。なお、定員は20名とするが、区長が認める場合にはこの限りでない。

2 受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順で行い、傍聴整理券（別記「第2号様式」）を交付するものとする。

3 受付開始時点において、傍聴希望者が定員を超えている場合には、くじを行い、傍聴者を決定する。

5 資料の配布

傍聴者に区政会議の資料を配布するものとする。

6 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、第4条に規定する傍聴の手続きに関わりなく、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の自由な発言の妨害になると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が、会議の公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないとして、傍聴を不適当と認めた者。

7 傍聴者の行為の制限

傍聴者は、会場においては次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどの電源は切っておくこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、撮影・録音等許可願（別記「第3号様式」）により、区長の許可を得た場合は、この限りでない
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。ただし区長が認める場合には、発言を行うことができる。
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

8 報道機関の取材について

区政会議における報道機関の取材について、会場内のカメラ撮影は議事の全てを対象とするが、カメラ撮影位置など、撮影に関しては区役所の指示に従わなければならない。

9 会議の秩序維持

傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従わなければならない。

2 傍聴者が7の規定に違反したときは、区長はこれを注意し、なおこれを改めないとときは、退

場を命じることができる。

10 その他

この要領に定めるもののほか、公開に関して必要な事項は、区長が定める。

附則

この要領は、平成23年7月22日から施行する。

附則

この要領は、平成24年9月18日から施行する。